

宮古市文化財保存活用地域計画



宮古市教育委員会

はじめに

宮古市は、本州最東端に位置し、岩手県第1位の広大な面積を有しています。浄土ヶ浜に代表される三陸海岸、市域を横断する閉伊川とその支流、そして早池峰山に代表される北上山地などの「森・川・海」の魅力的な自然環境に恵まれ、それらを基盤とする人々の営みは、特徴ある歴史や文化を形成してきました。

美しい自然景観と災害、自然と共生した縄文文化、古代の鉄生産、中世の城館、近世の宮古港と街道の発達、自然を巧みに利用した先人の暮らしと民具、そして祭礼行事と民俗芸能など「地域の宝」である多様な文化財が、現在まで連綿と受け継がれてきました。

一方で、少子高齢化による過疎化や農林水産業の衰退、大規模な自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化など、社会情勢は大きく変化し、歴史や文化の継承はいつそう難しくなっています。

このような状況の中、宮古市を特徴付ける歴史や文化、自然環境などを着実に次世代へ継承していくために、このたび「宮古市文化財保存活用地域計画」を作成いたしました。この計画では、文化財の保存と活用の目標として、『森・川・海の時空をつなぐ「ふるさと宮古」の創造』を掲げています。「森・川・海」に育まれた歴史文化を現在、過去、未来の「時空」のなかでつなぎ、愛着と誇りある「ふるさと宮古」の創造を目指します。さらに、地域振興や観光など様々な分野と連携を図り、市民団体や地域などの多様な主体のもとで保存と活用の取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の作成にあたり、ご尽力いただきました宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会及び宮古市文化財保護審議会の委員の皆様をはじめ、ご指導いただきました文化庁地域文化創生本部、岩手県教育委員会生涯学習文化財課、そして「地域の宝さがし」調査、アンケートなどにご協力いただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和6年7月

宮古市教育委員会

教育長 伊藤晃二

宮古市文化財保存活用地域計画

【目 次】

はじめに

第 1 章	「宮古市文化財保存活用地域計画」作成の目的……………	1
	1 地域計画作成の背景と目的	
	2 位置付けと計画期間	
	3 「宮古市文化財保存活用地域計画」の記載事項	
	4 文化財の定義と地域の宝	
第 2 章	宮古市の概要……………	8
	1 現況	
	2 自然環境・地理的環境	
	3 社会的環境	
	4 歴史的環境	
	5 災害史	
	6 暮らしと信仰	
第 3 章	文化財等の概要……………	52
	1 指定等文化財	
	2 埋蔵文化財	
	3 未指定文化財	
	4 地域資産	
第 4 章	歴史文化の特性……………	68
	1 歴史文化の要素	
	2 歴史文化の特性	
	森・川・海の自然・景観と災害	
	森・川・海の恵みと共生する縄文文化	
	鉄と城館による地域の形成	
	港と街道による地域の発展	
	森・川・海の暮らしと祈り	
第 5 章	文化財の保存・活用の現状と課題……………	73
	1 これまでの主な取り組み	
	2 保存・活用に関する課題	
第 6 章	文化財の保存・活用の目標と方針……………	86
	1 文化財の保存・活用の目標	
	2 文化財の保存・活用の取り組みの方針	

第7章	関連文化財群の設定……………	93
	1 関連文化財群の設定の方針	
	2 関連文化財群のストーリーの設定	
第8章	文化財保存活用区域の設定……………	122
	1 文化財保存活用区域の設定の方針	
	2 文化財保存活用区域の設定	
	3 文化財保存活用区域の基本的な保存・活用の方針	
第9章	文化財の保存・活用の取り組み……………	151
	1 文化財の保存・活用の取り組みの考え方	
	2 基本的な取り組み	
	3 一体的・総合的な取り組み	
	関連文化財群の取り組み	
	文化財保存活用区域の取り組み	
第10章	文化財の防災・防犯……………	165
	1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	
	2 文化財の防災・防犯に関する方針と取り組み	
	3 文化財の防災・防犯の体制	
第11章	文化財の保存・活用の推進体制……………	170
	1 保存・活用の推進体制の方針	
	2 連携・協働を促す体制づくり	

【資料編】

1. 地域計画作成の実施体制と経過
2. 推進体制一覧
3. 指定等文化財一覧
4. 三陸ジオパークサイト一覧
5. 報告書等刊行物一覧
6. 歴史文化に関するアンケート結果
7. 宮古市文化財保護条例・要綱
8. 地域計画の骨子（課題－方針－取り組み 対応表）